2024年4月15日

各 位

爱媛銀行

-般社団法人だいだい Team EHIME と遺贈寄付の協定を 締結します!

当行(頭取 西川 義教)および株式会社伊予銀行は、愛媛県のスポーツ振興等を担う一般 社団法人だいだい Team EHIME(以下、「だいだい Team EHIME」)との間で、お客さまの遺産 を だいだい Team EHIME に寄付するための協定を締結しますので、下記のとおりお知らせい たします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから 「遺産を地域のために役立てたい」、「遺産をスポーツ振興のために活用してもらいたい」 というお申し出を受けることが増加しています。このようなご厚意に応えるため、だいだい Team EHIME と協定を締結し、それぞれが取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、 遺産をだいだい Team EHIME に寄付するための仕組みを構築いたしました。

例えば、遺贈寄付を目的とした遺言代用信託を活用すれば、お客さまにご相続が発生した 際に、お預かりした金銭 を、遺言書を作成することなく、あらかじめご指定 いただいた だいだい Team EHIME に寄付できるようになります。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えし、地域貢献・発展につながる商品・ サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 締結式

時 2024年4月22日 (月) $15:30 \sim 16:00$ H

場 所 だんだんPARK

出席者 だいだいTeam EHIME 代表理事 永野 能弘

> 愛媛銀行 常務取締役 松木 久和 伊予銀行 常務取締役 徳永 貴司

2. 相続関連商品・サービス(当行取扱商品)

【お問い合わせ先】

名 称	商品・サービスの概要
ひめぎん・結ぶ思いやり	・お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、ご相続が発生
遺言代用信託※	した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお
	渡しする遺言代用信託商品です。
	・「遺贈寄付特約」によって受取人に だいだいTeam EHIMEをご指定
	いただくことができ、ご相続が発生した際に、お預かりした金銭
	を だいてeam EHIMEに寄付することができるようになります。

※ オリックス銀行株式会社の信託契約代理店として取扱いたします。

以上

愛媛銀行 企画広報部